

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)岩 国 市 長

申請者	指 定 番 号	〇〇〇〇〇											
	住所または所在地	岩国市〇〇町〇丁目〇番〇ー〇号											
	氏 名 又 は 名 称	株式会社 岩国											
	法 人 番 号 ※個人番号記載不要	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	担 当 者 名	岩国 花子				電話番号		0827 - 29 - ××××					

地方税法施行令第48条の9の10第1項及び岩国市税条例第46条の3の規定により、市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

納期の特例の承認を受けようとする税額	令和 2 年 6 月分以降の特別徴収税額				
申請日前6ヶ月間の給与の支払を受ける者の総人数及び各月の総支給額 ※臨時雇用者が有る場合には、右欄にその内数を記入してください。	月分	全体		うち臨時雇用分	
		人数	支給額	人数	支給額
	30年 10月	9人	1,000,000円	人	円
	30年 11月	9人	1,000,000円	人	円
	30年 12月	12人	1,100,000円	3人	100,000円
	31年 1月	9人	1,000,000円	人	円
	31年 2月	9人	1,000,000円	人	円
31年 3月	12人	1,100,000円	3人	100,000円	
現在、市税の滞納や最近における著しい納付・納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由であるときはその理由					
申請日前1年以内に納期の特例について承認を取り消されたことの有無。有の場合はその年月日	☐ 有 (令和 年 月 日) ☒ 無				
その他参考となる事項					

申請についての注意事項

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払対象者の数が常時 10 人未満である特別徴収義務者に限ります。

(注)「常時 10 人未満」とは、常に 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であるということです。

2. 1 に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

3. この特例の承認を受けた場合には、特別徴収した市県民税を、次に挙げる期間中に納付することになります。

◎ 6 月分から 11 月分・・・・・・12 月 10 日まで
12 月分から 5 月分・・・・・・6 月 10 日まで

4. 納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払い対象者が 10 人以上になった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

5. 滞納や最近における著しい納付、納入の遅延があるような特別徴収義務者についてはこの特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても滞納したり納付、納入の遅延があると、この特例の承認を取消されることがあります。